

学校運営協議会とは？



学校運営
協議会って
なあに？



館林市立第一小学校 【担当：内藤】

電話 0276 (72) 4438

メール sho.daiichi@ed-tatebayashi.jp

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」
に基づいて、教育委員会が学校に設置します。

○学校運営協議会の主な役割は、3つです。

- ①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
▶承認だけでなく、新たなアイデアを提示したり、文章表現等の修正をしたりすることもあります。
- ②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
▶施設や設備に関して意見の申し出ができます。
- ③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。
▶支援員の配置などを要望することができます。

ご意見、ご質問を受け付けています。

～次回予告『学校運営協議会委員とは』～